【規程番号　神女大Ⅰ－001】

神戸女子大学学則（抄）

第１章　目　的

第１条　本学は教育基本法及び学校教育法による大学教育を施し、もって清純高潔にして有能な女子を育成することを目的とする。

２　教育と学術研究の成果を通じて、世界の平和と人類の福祉及び地域社会に貢献する。

３　本学の設置する学部、学科又は課程における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

第１条の２　本学の教育研究水準の向上をはかり、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第２章　　学部、学科、収容定員及び修業年限

第２条　本学において設置する学部、学科、収容定員及び所在地は次のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	3 年 次 編入学定員	収容定員
文　学　部		110 名		440 名
	日本語日本文学科	40 名		160 名
	英語英米文学科	20 名		80 名
	国際教養学科	20 名		80 名
	史　学　科	30 名		120 名
教育学部		130 名		520 名
	教　育　学　科	130 名		520 名
健康福祉学部		120 名		480 名
	社会福祉学科	50 名		200 名
	健康スポーツ栄養学科	70 名		280 名
家政学部		160 名	10 名	660 名
	家　政　学　科	40 名		160 名
	管理栄養士養成課程	120 名	10 名	580 名
看護学部		90 名		360 名
	看　護　学　科	90 名		360 名
心理学部		80 名		320 名
	心　理　学　科	80 名		320 名

学　部	所　在　地
文学部　教育学部、家政学部	神戸市須磨区東須磨青山 2-1
健康福祉学部　看護学部　心理学部	神戸市中央区港島中町 4-7-2

２　本学の健康福祉学部社会福祉学科に、介護福祉士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。
３　本学の教育学部教育学科に、保育士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。
４　本学の家政学部管理栄養士養成課程に、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。
５　本学の家政学部管理栄養士養成課程のクラス数は１学年３クラス、健康福祉学部健康スポーツ栄養学科のクラス数は１学年２クラスとする。

第３条　本学の修業年限は４年とする。
２　学生は８年を超えて在学することはできない。
３　第９条及び第 10 条の規定により編入学及び再入学を許可された者の修業年限及び在学年数については、別に定める。

第３条の２　本学に大学院を置く。
２　大学院に関する規則は別に定める。

第３章　　学 年、学 期 及 び 休 業 日

第４条　学年は４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

第５条　学年を次の２学期に分ける。
前期　４月１日から原則として同年９月 30 日まで
後期　原則として 10 月１日から翌年３月 31 日まで

第５条の２　授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間 35 週にわたることを原則とする。

第６条　休業日は次のとおりとする。
(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(2) 日曜日及び土曜日
(3) 本学創立記念日　11 月 11 日
(4) 春季、夏季及び冬季休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。
２　必要がある場合、前項の休業日を変更し、授業を行うことがある。
３　第１項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第４章　　入学、編入学、再入学、転学部・転学科、休学、退学及び除籍

第７条　入学の時期は学年の初めとする。

第８条　本学に入学できる者は、女子に限り、次の各号の何れかに該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。入学者の選考方法については、別に定める。
(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者

(7) その他大学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第９条　本学に編入学を志願する者がある場合は、欠員のある場合に限り選考を行い、相当年次に編入学を許可することがある。

第９条の２　本学に在学する者で、他の学部に転学部・転学科を願い出る者がある時、又は当該学部内の他の学科に転学科を願い出る者がある時は、選考の上、これを許可することができる。

２　転学部及び転学科の取扱いについては、別に定める規則によるものとする。

第 10 条　本学を中途退学した者、又は除籍された者で、再び同一の学部、学科に入学を志願する者がある時は、第８条の規定にかかわらず、選考の上相当年次に再入学を許可することがある。

２　前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年次については、学長が決定する。

第 11 条　入学志願者は、所定の入学願書に要項を記入し、出身学校長の作成した最終年次の調査書と入学検定料を添えて提出しなければならない。

第 12 条　入学を許可された者は、誓約書、宣誓書、保証書と入学金その他学納金を添えて所定の期限内に納入しなければならない。

第 13 条　保証人は父母又はこれに準ずる者でなければならない。

第 14 条　学生並びに保証人が住所、氏名を変更し、又はその資格を喪失した場合は、その事由を書いて届出なければならない。

第 15 条　疾病その他やむを得ない事情により休学しようとする者は､所定の手続きにより学長に願い出て、許可を受けなければならない。

２　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第 16 条　休学の期間は、通算して２年を超えることができない。

２　休学の期間は、第３条第２項の在学年数に算入しない。

３　休学に関するその他の事項は、別に定める。

第 17 条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

２　復学に関するその他の事項は、別に定める。

第 18 条　退学しようとする者は、所定の手続きにより願い出て学長の許可を受けなければならない。

２　退学に関するその他の事項は、別に定める。

第 19 条　次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。なお、除籍に関するその他の事項は別に定める。

(1) 第３条第２項に定める在学年限を超えた者

(2) 第 16 条第１項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第５章　　教 育 課 程 及 び 履 修 方 法

第 20 条　授業科目を分けて全学共通教養科目及び専門科目とする。

２　授業科目の種類、単位数等は別記のとおりとする。

３　別記に掲げる科目のほか、臨時に授業科目を開設することがある。この科目の種類、取扱い、単位数等は開設の時に定める。

第 21 条　前条に定めるもののほか、教職に関する科目及び学芸員等に関する科目を置く。

２　授業科目の種類、単位数等は別記のとおりとする。

第 22 条　授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義及び演習については、15 時間の授業をもって１単位とする。ただし、演習については、教育上必要があると認める場合には、30 時間の授業をもって１単位とすることができる。

（2）実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって１単位とする。ただし、教育上必要があると認める場合には、45 時間の授業をもって１単位とすることができる。

（3）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 22 条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　本学は、第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

４　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第 23 条　学生は、毎学年度の初めに開講表によって、履修しようとする授業科目を学長に届出なければならない。

２　１年間に登録できる単位数の上限については、別に定める。

第 24 条　他学部の科目を履修しようとする者は､所属学部長を経てその学部長の許可を受けなければならない。

第 25 条　教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）、専門職大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

第 25 条の２　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を､60 単位を超えない範囲で本学における授業科目について修得したものとみなすことができる。

第 25 条の３　教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科

目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

第 25 条の４　第 25 条から前条までの規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて 60 単位を超えない範囲内で本学において修得したものとみなすことができる。

第 25 条の５　編入学を許可された者が、本学に入学する前に他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した単位は、教育上有益と認めるときは、一定の範囲で、本学の当該学科・当該課程において修得したものとみなすことができる。

第 25 条の６　転学部・転学科で入学を許可された者の既修得単位は、教育上有益と認めるときは、一定の範囲で、当該学科・当該課程において修得したものとみなすことができる。

第 25 条の７　編入学を許可された者の単位認定については、別に定める「編入学に関する単位認定等取扱い規程」によるものとする。

第 26 条　単位修得の認定は筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に行って評価した最終評価による。

第 27 条　（削除）

第 28 条　授業科目を履修しその最終評価に合格した者には、所定の単位を与える。

第 29 条　成績評価は 100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

第６章　卒業等

第 30 条　本学を卒業するためには、第３条に規定する修業年限以上在学し、124 単位以上を修得しなければならない。

第 31 条　本学に第３条に規定する修業年限以上在学し、所定の単位数を修得した者には、学長が卒業を認定する。

２　学長は、卒業を認定した者に対して学位記を授与する。

第 32 条　前条による卒業者に、学士の学位を授与する。

２　前項の学士の学位に付与する専攻分野の名称については、学位規程の定めるところによる。

第 33 条　本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

文　学　部

日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
英語英米文学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
国際教養学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	中学校教諭一種免許状（社会）
	司書　　学校図書館司書教諭
	国際ボランティア実務士
史学科	中学校教諭一種免許状（社会）

	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）（公民）
	学芸員
	司書　　学校図書館司書教諭
教育学部	
教育学科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	中学校教諭一種免許状（英語）
	特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）
	保育士
	学校図書館司書教諭
健康福祉学部	
社会福祉学科	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	精神保健福祉士受験資格
	介護福祉士受験資格
健康スポーツ栄養学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）
	高等学校教諭一種免許状（保健体育）
	栄養士
	栄養教諭二種免許状
家政学部	
家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	司書　　学校図書館司書教諭
管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	栄養教諭一種免許状
	栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
	食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
	フードスペシャリスト受験資格
看護学部	
看護学科	養護教諭一種免許状
	看護師国家試験受験資格
	保健師国家試験受験資格
	助産師国家試験受験資格
心理学部	
心理学科	情報処理士
	上級情報処理士

2　前項に定める社会福祉士受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
3　第１項に定める精神保健福祉士受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
4　第１項に定める保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
5　第１項に定める助産師国家試験受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。

第７章　入学検定料及び学納金

第 34 条　入学検定料は、35,000 円とする。ただし、大学入学共通テストを利用する場合の入学検定料は 15,000 円とする。また、併願出願、同時出願した場合は検定料割引制度が適用される。

第 34 条の２　学納金は、入学金、授業料、教育・施設充実費、実習費とし、別表 1 に定める額とする。ただし、

(1) 本学、神戸女子短期大学、神戸女子大学瀬戸短期大学を卒業後、他学科、課程に入学する者の入学金は半額とする。

(2) 本学を中途退学した者、又は除籍された者が再び本学に入学する場合の入学金は、修業年限が２年以下となる場合に限り半額とする。

(3) ４親等以内の親族に本学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生もしくは在学生がいる者が本学に入学する場合の入学金は免除する。また姉妹が同時に本学に入学する場合の入学金は１名を除き免除する。なお本学の他の減免との重複はできない。ただし、「神女ファミリー入試」特別奨学金を除く。

(4) 社会人入試により入学する場合の入学金は免除する。なお本学の他の減免との重複はできない。

(5) 学長が特に必要と認めた場合は、学納金を減額又は免除することができる。

第 35 条　授業料及び教育・施設充実費（以下「授業料等」という。）は、前･後期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

2　実習費は、実習時期に応じて納入するものとする。

第 36 条　学期の途中で退学した者の当該学期分の授業料等は徴収する。

2　停学期間中の授業料等は徴収する。

第 37 条　休学を許可され、または命じられた者については、休学期間中の授業料等は免除されるが、休学中の在籍料として半期単位で６万円を納入しなければならない。

第 38 条　学期の中途において復学した者は､復学した月から当該学期末までの授業料等を復学した月に納入しなければならない。

第 38 条の２　編入学又は再入学した者の授業料等については、編入又は再入学した当該学年の授業料等の額とする。

2　神戸女子短期大学から編入学する場合の入学検定料及び入学金は免除する。

第 39 条　納入した入学検定料、入学金、授業料等は、一切返還しない。

第８章　教職員組織

第 40 条　本学に学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員を置く。

2　本学に前項のほか、副学長、講師、技術職員及びその他必要な職員を置くことができる。

第９章　教授会

第 41 条　本学に全学教授会及び学部教授会を置く。

第 42 条　全学教授会は、学長、副学長、教授、准教授、助教、講師をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

３　全学教授会は、教育研究に関することについて、学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

４　全学教授会は、学長が必要と認めたとき、これを招集する。

５　全学教授会に関する規程は、別に定める。

第 43 条　学部教授会は、学部長、教授、准教授、助教、講師をもって組織する。

２　学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

３　学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 授業に関する事項

(2) 学生の褒賞に関する事項

(3) 学生の試験に関する事項

(4) 学生の厚生・補導に関する事項

(5) 科目等履修生、聴講生、研究生、単位互換生及び外国人留学生に関する事項

(6) 諸規程の制定及び改廃に関する事項

(7) その他の教育・研究に関する重要な事項

４　学部教授会に関する規程は別に定める。

第 44 条　削除

第 10 章　科目等履修生、聴講生、研究生、単位互換生及び外国人留学生

第 45 条　本学に科目等履修生制度を設ける。

第 45 条の２　本学に研究生制度を設ける。

２　研究生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。

第 45 条の３　本学に単位互換生制度を設ける。

２　単位互換生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。

第 46 条　本学の授業科目の履修を希望する者は、本学の入学資格（本則第８条）に基づいて選考し、本学の授業にさしつかえのない範囲においてこれを許可する。

第 47 条　科目等履修生を志願する者は、本学所定の願書に要項を記入の上、履修検定料を添え願書を提出して学長の許可を得なければならない。

２　前項により履修を許可された者は、履修科目について別に定める授業料を納入しなければならない。

第 48 条　科目等履修生として許可した者には科目等履修生証を交付する。

第 49 条　科目等履修生に関するその他の規程は別に定める。

第 49 条の２　本学の授業科目の聴講を願い出る者がある時は、これを聴講生として許可することが

できる。

2　その他の聴講生に関する事項は、科目等履修生規程に準ずる。ただし、授業料は、科目等履修生の２分の１とする。

第 50 条　次の各号の一に該当する場合は、履修許可を取り消すことがある。

(1) 正当な理由なくして出欠常なき場合

(2) 他の学生に迷惑を及ぼす場合

第 51 条　科目等履修生に対し、試験の上単位を与えることができる。

第 52 条　科目等履修生に関するその他の事項は本則を準用する。

第 53 条　本学に委託生及び外国人留学生制度を置く。

2　外国人留学生に関する規程は別に定める。

第 11 章　図書館

第 54 条　本学に図書館を置く。

2　図書館に関する規則は別に定める。

第 12 章　厚生施設

第 55 条　本学に学生寮及び保健室を置く。

2　学生寮及び保健室の規程は別に定める。

第 13 章　賞　罰

第 56 条　人物、学業ともに優秀であって、技術卓越な者は、これを褒賞することがある。

第 57 条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する言動がある者に対しては、学長がこれを懲戒する。

2　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3　前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 学業劣等若しくは疾病により成業の見込みがないと認められた者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由なく出欠席が定まらない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4　懲戒に関するその他の事項は、別に定める。

附　則

この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この学則は、平成３年４月１日から施行する。ただし、第 33 条中史学科の高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、高等学校教諭一種免許状（公民）の取得については平成２年度入学生から適用する。

（期限付入学定員）

第２条　この学則の施行日から平成 12 年 3 月 31 日までの９年間の各学部各学科の定員については、第２条に定める定員にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学　　科	入学定員
文 学 部		500 名
	文　　学　　科	200 名
	（国文学専攻）	（100 名）
	（英文学専攻）	（100 名）
	史　　学　　科	100 名
	教　育　学　科	200 名
家政学部		200 名
	家　政　学　科	120 名
	管理栄養士養成課程	80 名

附　則

（施行期日）

第１条　この学則は、平成 3 年 9 月 19 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附　則

この学則は、平成 4 年 5 月 14 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 6 年 5 月 12 日から施行し、平成 7 年度入学生から適用する。

（授業料の改訂）

附　則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（期限付入学定員）

第２条　附則 18 第 2 条に定める表中、文学部「500 名」とあるのを「450 名」に、「教育学科 200 名」を「150 名」に改める。

附　則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条の 2 の規定は、平成 10 年度入学生から適用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（期限付入学定員）

第２条　この学則の施行日から平成 17 年 3 月 31 日までの５年間の各学部各学科の入学定員については、第２条に定める入学定員にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
文 学 部		573 名	561 名	549 名	537 名	525 名
	文　学　科	180 名	175 名	170 名	165 名	160 名
	（国 文 学 専 攻）	(88 名)	(86 名)	(84 名)	(82 名)	(80 名)
	（英 文 学 専 攻）	(92 名)	(89 名)	(86 名)	(83 名)	(80 名)
	史　学　科	88 名	86 名	84 名	82 名	80 名
	教　育　学　科	185 名	180 名	175 名	170 名	165 名
	社 会 福 祉 学 科	120 名	120 名	120 名	120 名	120 名
家政学部		244 名	238 名	232 名	226 名	220 名
	家　政　学　科	144 名	138 名	132 名	126 名	120 名
	管理栄養士養成課程	100 名	100 名	100 名	100 名	100 名

附　則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

第１条　この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの４年間の各学部学科の収容定員については、第２条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
文 学 部		2,100 名	2,100 名	2,100 名	2,100 名
	文　学　科	640 名	640 名	640 名	640 名
	（国文学専攻）	（320 名）	（320 名）	（320 名）	（320 名）
	（英文学専攻）	（320 名）	（320 名）	（320 名）	（320 名）
	史　学　科	320 名	320 名	320 名	320 名
	教 育 学 科	660 名	660 名	660 名	660 名
	社会福祉学科	480 名	480 名	480 名	480 名
家政学部		880 名	880 名	900 名	920 名
	家政学科	440 名	400 名	360 名	320 名
	管理栄養士養成課程	440 名	480 名	540 名	600 名

附　則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

第１条　この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの 4 年間の各学部学科の収容定員については、第２条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
文 学 部		1,940 名	1,780 名	1,620 名	1,460 名
	文　学　科	480 名	320 名	160 名	0 名
	（国文学専攻）	（240 名）	（160 名）	（80 名）	（0 名）
	（英文学専攻）	（240 名）	（160 名）	（80 名）	（0 名）
	日本語日本文学科	60 名	120 名	180 名	240 名
	英語英米文学科	40 名	80 名	120 名	160 名
	神戸国際教養学科	40 名	80 名	120 名	160 名
	史　学　科	300 名	280 名	260 名	240 名
	教育学科	660 名	660 名	660 名	660 名
	社会福祉学科	360 名	240 名	120 名	0 名
健康福祉学部		160 名	320 名	480 名	640 名
	健康福祉学科	160 名	320 名	480 名	640 名
家政学部		900 名	920 名	920 名	920 名
	家政学科	360 名	320 名	320 名	320 名
	管理栄養士養成課程	540 名	600 名	600 名	600 名

以下の履修細則はこの学則の施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの 4 年間は、次のとおりとする。

２　本学の健康福祉学部健康福祉学科に、健康・介護福祉コースを置き、介護福祉士養成課程とする。この養成課程の履修細則は、別に定める。

３　本学の健康福祉学部健康福祉学科に、子ども家庭福祉コースを置き、保育士養成課程とする。この養成課程の履修細則は、別に定める。

第３条　この学則の施行日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間の文学部各学科・専攻において取得することができる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文　学　部

文学科国文学専攻	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
文学科英文学専攻	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
英語英米文学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
史　学　科	中学校教諭一種免許状（社会）
	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
	学芸員
	司書　　学校図書館司書教諭
教 育 学 科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	社会教育主事（補）
	保育士(平成 18 年度以降入学生)
	レクリェーション・インストラクター
	司書　　学校図書館司書教諭
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格
	保育士

健康福祉学部

健康福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格
	保育士
	介護福祉士受験資格
	園芸療法士

家 政 学 部

家政学科　　中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭一種免許状（家庭）
栄養士
司書　　学校図書館司書教諭
フードスペシャリスト受験資格

管理栄養士養成課程

中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭一種免許状（家庭）
栄養教諭一種免許状
栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
学校図書館司書教諭
フードスペシャリスト受験資格

別表（３４条の２）学納金

入　学　金		350,000 円
授 業 料（年額）		800,000 円
教育・施設充実費（年額）	文学 部　文 学 科 ・ 史 学 科	200,000 円
	教育学科・社会福祉学科	220,000 円
	家政学部　家政学科　家 政 課 程	260,000 円
	〃　栄 養 課 程	280,000 円
	管理栄養士養成課程	300,000 円
実　習　費（学外実習費）	博物館実習　史　学　科	10,000 円
	教育実習　教 育 学 科	40,000 円
	〃　他　学　科	（高校）　20,000 円 （中学）　30,000 円
	社会福祉実習　社会福祉学科	50,000 円
	栄養実習（1 ヵ所）　栄 養 課 程	10,000 円
	〃　（3 ヵ所）　管理栄養士養成課程	35,000 円

別表（３４条の２）学納金　　平成16年4月1日より施行

入　学　金		350,000円
授業料（年額）		800,000円
教育・施設充実費（年額）	文学部　文学科・史学科	200,000円
	教育学科・社会福祉学科	220,000円
	家政学部　家政学科　家政課程	260,000円
	〃　栄養課程	280,000円
	管理栄養士養成課程	300,000円
実習費（学外実習費）	博物館実習　史学科	10,000円
	教育実習　教育学科	40,000円
	〃　他学科	（高校）20,000円 （中学）30,000円
	介護等体験	10,000円
	精神保健福祉援助実習　社会福祉学科	50,000円
	保育士実習　社会福祉学科	50,000円
	社会福祉実習　社会福祉学科	50,000円
	栄養実習（1ヵ所）　栄養課程	10,000円
	〃　（3ヵ所）　管理栄養士養成課程	35,000円

別表（３４条の２）学納金　　平成17年4月1日より施行

入　学　金		350,000円
授業料（年額）		800,000円
教育・施設充実費（年額）	文学部　文学科・史学科	200,000円
	教育学科・社会福祉学科	220,000円
	家政学部　家政学科　家政課程	260,000円
	〃　栄養課程	280,000円
	管理栄養士養成課程	300,000円
実習費（学外実習費）	博物館実習　史学科	10,000円
	教育実習　教育学科	40,000円
	〃　他学科	（高校）20,000円 （中学）30,000円
	介護等体験	10,000円
	精神保健福祉援助実習　社会福祉学科	50,000円
	保育士実習　社会福祉学科	50,000円
	社会福祉実習　社会福祉学科	50,000円
	栄養実習（1ヵ所）　栄養課程	10,000円
	〃　（3ヵ所）　管理栄養士養成課程	35,000円

別表（３４条の２）学納金　　平成 18 年 4 月 1 日より施行

入　学　金			350,000 円
授 業 料 （年額）			800,000 円
教育・施設充実費（年額）	文 学 部	日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000 円
	文学部	教育学科	220,000 円
	健康福祉学部	健康福祉学科	220,000 円
	家政学部	家政学科　家 政 課 程	260,000 円
		管 理 栄 養 士 養 成 課 程	300,000 円
実　習　費（学外実習費）	博物館実習	史　学　科	10,000 円
	教育実習	教 育 学 科	40,000 円
	〃	その他の学科	（高校）20,000 円 （中学）30,000 円
	栄養教育実習	管理栄養士養成課程	（小・中学校）10,000 円
	介護等体験		10,000 円
	精神保健福祉援助実習	健康福祉学科	50,000 円
	保育士実習	教育学科 健康福祉学科	50,000 円
	社会福祉実習	健康福祉学科	50,000 円
	介護福祉実習	健康福祉学科	100,000 円
	臨地実習	管理栄養士養成課程	35,000 円

上記、栄養教育実習は、平成 17 年度入学生が 4 回生時（平成 20 年度）以降より適用

なお、別表（34 条の 2）に併せて、平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間は、下記別表 2 が併用される。

別表２（３４条の２）

教育・施設充実費（年額）	文 学 部	文学科（国文学専攻・英文学専攻）	200,000 円
	文学部	社会福祉学科	220,000 円
実　習　費（学外実習費）	精神保健福祉援助実習	社会福祉学科	50,000 円
	保育士実習	社会福祉学科	50,000 円
	社会福祉実習	社会福祉学科	50,000 円

上記別表 2 に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの 3 年間の各学科・専攻において取得することができる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文　学　部

文学科国文学専攻	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
文学科英文学専攻	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
英語英米文学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
神戸国際教養学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
	中学校教諭一種免許状（社会）
	国際ボランティア実務士
史　学　科	中学校教諭一種免許状（社会）
	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
	学芸員
	司書　　学校図書館司書教諭
教 育 学 科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	社会教育主事（補）
	保育士
	レクリェーション・インストラクター
	司書　　学校図書館司書教諭
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格　　保育士

健康福祉学部

健康福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格
	保育士
	介護福祉士受験資格
	園芸療法士

家 政 学 部

家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	司書　　学校図書館司書教諭
管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	栄養教諭一種免許状
	栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
	食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
	学校図書館司書教諭
	フードスペシャリスト受験資格

附　則

第１条　この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの 3 年間の各学科・専攻において取得することができる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文　学　部

文学科国文学専攻	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
文学科英文学専攻	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭

英語英米文学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
神戸国際教養学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
	中学校教諭一種免許状（社会）
	国際ボランティア実務士
史　学　科	中学校教諭一種免許状（社会）
	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
	学芸員
	司書　　学校図書館司書教諭
教 育 学 科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	社会教育主事（補）
	保育士
	レクリェーション・インストラクター
	司書　　学校図書館司書教諭
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格　　保育士
健康福祉学部	
健康福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格
	保育士
	介護福祉士受験資格
	園芸療法士
家 政 学 部	
家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	司書　　学校図書館司書教諭

管理栄養士養成課程　　中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭一種免許状（家庭）
栄養教諭一種免許状
栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
学校図書館司書教諭
フードスペシャリスト受験資格

附　則

第１条　この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの 4 年間の各学部学科の収容定員については、第２条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
文 学 部		1,480 名	1,500 名	1,520 名	1,540 名
	日本語日本文学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	英語英米文学科	180 名	200 名	220 名	240 名
	神戸国際教養学科	160 名	160 名	160 名	160 名
	史　学　科	240 名	240 名	240 名	240 名
	教育学科	660 名	660 名	660 名	660 名
健康福祉学部		620 名	600 名	580 名	560 名
	健康福祉学科	480 名	320 名	160 名	0 名
	社会福祉学科	80 名	160 名	240 名	320 名
	健康スポーツ栄養学科	60 名	120 名	180 名	240 名
家政学部		920 名	920 名	920 名	920 名
	家政学科	320 名	320 名	320 名	320 名
	管理栄養士養成課程	600 名	600 名	600 名	600 名

第３条　この学則の施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間の健康福祉学部各学科において取得することができる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、この学則の次のとおりとする。

文　学　部

日本語日本文学科　　中学校教諭一種免許状（国語）
高等学校教諭一種免許状（国語）
司書　　学校図書館司書教諭

英語英米文学科　　中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）
司書　　学校図書館司書教諭

神戸国際教養学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	中学校教諭一種免許状（社会）
	司書　　学校図書館司書教諭
	国際ボランティア実務士
史　学　科	中学校教諭一種免許状（社会）
	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
	学芸員
	司書　　学校図書館司書教諭
教 育 学 科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	保育士
	レクリェーション・インストラクター
	司書　　学校図書館司書教諭
健康福祉学部	
健康福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格
	保育士
	介護福祉士
	園芸療法士
社会福祉学科	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	精神保健福祉士受験資格
	介護福祉士受験資格
健康スポーツ栄養学科	栄養士
	栄養教諭二種免許状
	フードスペシャリスト受験資格
家 政 学 部	
家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	司書　　学校図書館司書教諭
管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	栄養教諭一種免許状
	栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）

食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
学校図書館司書教諭
フードスペシャリスト受験資格

別表（３４条の２）学納金　　平成 21 年 4 月 1 日より施行

入　学　金			350,000 円
授 業 料（年額）			800,000 円
教育・施設充実費（年額）	文 学 部	日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000 円
	文学部	教育学科	220,000 円
	健康福祉学部	社会福祉学科	220,000 円
		健康スポーツ栄養学科	280,000 円
	家政学部	家政学科	260,000 円
		管理栄養士養成課程	300,000 円
実　習　費（学外実習費）	博物館実習	史　学　科	10,000 円
	教育実習	教 育 学 科	40,000 円
	〃	その他の学科	（高校）20,000 円 （中学）30,000 円
	栄養教育実習	管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（小・中学校）10,000 円
	介護等体験		10,000 円
	精神保健福祉援助実習	社会福祉学科	50,000 円
	保育士実習	教育学科	50,000 円
	相談援助実習	社会福祉学科	50,000 円
	介護福祉実習	社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習	健康スポーツ栄養学科	10,000 円
	臨地実習	管理栄養士養成課程	35,000 円

なお、別表（34 条の 2）に併せて、平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間は、健康福祉学部については、下記別表 2 が併用される。

別表２（３４条の２）

教育・施設充実費（年額）	健康福祉学部	健康福祉学科	220,000 円
実習費（学外実習費）	精神保健福祉援助実習	健康福祉学科	50,000 円
	保育士実習	健康福祉学科	50,000 円
	社会福祉実習	健康福祉学科	50,000 円

上記別表 2 に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの 3 年間の家政学部管理栄養士養成課程において取得することができる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

家 政 学 部

管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	栄養教諭一種免許状
	栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者
	任用資格（編入学生を除く）
	食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
	学校図書館司書教諭
	フードスペシャリスト受験資格

附　則

第１条　この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（３４条の２）学納金　　平成 24 年 4 月 1 日より施行

入　学　金		350,000 円
授 業 料 （年額）		800,000 円
教育・施設充実費（年額）	文 学 部　日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000 円
	文学部　教育学科	220,000 円
	健康福祉学部　社会福祉学科	220,000 円
	健康スポーツ栄養学科	280,000 円
	家政学部　家政学科	260,000 円
	管理栄養士養成課程	300,000 円
実　習　費（学外実習費）	博物館実習　史　学　科	10,000 円
	教育実習　教 育 学 科	40,000 円
	〃　その他の学科	（高校）20,000 円 （中学）30,000 円
	栄養教育実習　管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（小・中学校）10,000 円
	介護等体験	10,000 円
	保育士実習　教育学科	50,000 円
	相談援助実習　社会福祉学科	50,000 円
	精神保健福祉援助実習　社会福祉学科	※56,000 円
	介護福祉実習　社会福祉学科	100,000 円
	(栄養)校外実習　健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習　管理栄養士養成課程	35,000 円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は 50,000 円とする。

なお、※部分に関しては、平成 24 年度入学生から対象とする。

上記別表に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

第１条　この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生の成績評価は、100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

附　則

第１条　この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

第３条　別表（34 条の２）学納金　「臨地実習　　管理栄養士養成課程」の実習費は、平成 27 年度以前入学生は、従前どおり、35,000 円とする。

別表（34 条の２）学納金　　平成 27 年 4 月 1 日より施行

入　学　金		350,000 円
授 業 料 （年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部	800,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設充実費 （年額）	文 学 部　日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000 円
	文学部　教育学科	220,000 円
	健康福祉学部　社会福祉学科	220,000 円
	健康スポーツ栄養学科	280,000 円
	家政学部　家政学科	260,000 円
	管理栄養士養成課程	300,000 円
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降 650,000 円）
実　習　費 （学外実習費）	博物館実習　史　学　科	10,000 円
	教育実習　教 育 学 科	40,000 円
	〃　その他の学科	（1 週間当たり）10,000 円
	養護実習　看 護 学 科	（1 週間当たり）10,000 円
	栄養教育実習　管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（小・中学校）10,000 円
	介護等体験	10,000 円
	保育士実習　教 育 学 科	50,000 円
	相談援助実習　社会福祉学科	50,000 円
	精神保健福祉援助実習　社会福祉学科	※56,000 円
	介護福祉実習　社会福祉学科	100,000 円
	(栄養)校外実習　健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習　管理栄養士養成課程	60,000 円
	臨地実習　看 護 学 科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は 50,000 円とする。

なお、※部分に関しては、平成 24 年度入学生から対象とする。

上記別表に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表（３４条の２）学納金　　平成 28 年 4 月 1 日より施行

入　学　金	文学部 家政学部 健康福祉学部		250,000 円
	看護学部		350,000 円
授 業 料 （年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部		850,000 円
	看護学部		1,000,000 円
教育・施設充実費 （年額）	文 学 部	日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降 220, 000 円）
	文学部	教育学科	270,000 円 （2 年次以降 300,000 円）
	健康福祉学部	社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降 330,000 円）
		健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降 370,000 円）
	家政学部	家政学科 管理栄養士養成課程	310,000 円 （2 年次以降 350,000 円） 350,000 円 （2 年次以降 400,000 円）
	看護学部	看護学科	550,000 円 （2 年次以降 650,000 円）
実　習　費 （学外実習費）	博物館実習	史　学　科	10,000 円
	教育実習	教 育 学 科	40,000 円
	〃	その他の学科	（1 週間当たり）10,000 円
	養護実習	看 護 学 科	（1 週間当たり）10,000 円
	栄養教育実習	管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（小・中学校）10,000 円
	介護等体験		10,000 円
	保育士実習	教 育 学 科	50,000 円
	相談援助実習	社会福祉学科	50,000 円
	精神保健福祉援助実習	社会福祉学科	※56,000 円
	介護福祉実習	社会福祉学科	100,000 円
	(栄養)校外実習	健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習	管理栄養士養成課程	60,000 円
	臨地実習	看 護 学 科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は 50,000 円とする。

上記別表に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　第 34 条の入学検定料については、平成 29 年度入学試験から適用する。

第３条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

第４条　この学則の施行日から平成 33 年 3 月 31 日までの 4 年間の各学部学科の収容定員については、第 2 条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
文 学 部		1,540 名	1,540 名	1,540 名	1,540 名
	日本語日本文学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	英語英米文学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	神戸国際教養学科	160 名	160 名	160 名	160 名
	史 学 科	240 名	240 名	240 名	240 名
	教育学科	660 名	660 名	660 名	660 名
健康福祉学部		580 名	600 名	620 名	640 名
	社会福祉学科	320 名	320 名	320 名	320 名
	健康スポーツ栄養学科	260 名	280 名	300 名	320 名
家政学部		920 名	920 名	930 名	940 名
	家政学科	320 名	320 名	320 名	320 名
	管理栄養士養成課程	600 名	600 名	610 名	620 名
看護学部		240 名	320 名	320 名	320 名
	看護学科	240 名	320 名	320 名	320 名

附　則

第１条　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（学科名称の変更に係る経過措置等）

第２条　神戸国際教養学科は、改正後の学則第 2 条、第 33 条、及び第 34 条の 2 に定める別表 1 の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科から在籍しなくなるまでの間存続するものとし、その間在籍する者においては従前のとおりとする。

別表１（第３４条の２）学納金　　平成 30 年 4 月 1 日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部	250,000 円
	看護学部	350,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降　220,000 円）
	文学部　教育学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降　330,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	家政学部　家政学科	310,000 円 （2 年次以降　350,000 円）
	管理栄養士養成課程	350,000 円 （2 年次以降　400,000 円）
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降　650,000 円）
実習費 （学外実習費）	博物館実習 史学科	10,000 円
	教育実習 教育学科	40,000 円
	〃　その他の学科	（1 週間当たり） 10,000 円
	養護実習 看護学科	（1 週間当たり） 10,000 円
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（小・中 学校）　10,000 円
	介護等体験	10,000 円

	保育士実習 教育学科	50,000 円
	相談援助実習 社会福祉学科	50,000 円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	※56,000 円
	介護福祉実習 社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は５０，０００円とする。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

第３条　この学則の施行日から、平成 34 年３月 31 日までの４年間、文学部国際教養学科及び神戸国際教養学科の入学定員及び収容定員については、第２条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科	30 年度		31 年度		32 年度		33 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
神戸国際教養学科	0 名	120 名	0 名	80 名	0 名	40 名	0 名	0 名
国際教養学科	40 名	40 名	40 名	80 名	40 名	120 名	40 名	160 名

附　則

第１条　この学則は、平成 31 年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行日から、平成 34 年３月 31 日までの３年間、看護学部看護学科の収容定員については、本文第２条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科	31 年度	32 年度	33 年度
	収容定員	収容定員	収容定員
看護学科	330 名	340 名	350 名

附　則

第１条　この学則は、令和２年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、平成 31 年度に入学した学生の改正前の表「文学部 教育学科」に規定する授業科目「小学校基礎演習」及び「幼児教育基礎演習」については、改正後の表「文学部教育学科 教育課程」の「コース発展科目群」に規定する同授業科目の履修方法を適用する。

第３条　この学則の施行日から令和５年３月 31 日までの３年間の文学部教育学科及び健康福祉学部健康スポーツ栄養学科において取得できる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文　学　部	
教 育 学 科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	保育士
	レクリエーション・インストラクター
	司書　　学校図書館司書教諭
健康福祉学部	
健康スポーツ栄養学科	栄養士
	栄養教諭二種免許状
	フードスペシャリスト受験資格

別表１（第３４条の２）学納金　　令和２年４月１日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部	250,000 円
	看護学部	350,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降　220,000 円）
	文学部　教育学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降　330,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	家政学部　家政学科	310,000 円 （2 年次以降　350,000 円）
	管理栄養士養成課程	350,000 円 （2 年次以降　400,000 円）
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降　650,000 円）
実習費 （学外実習費）	博物館実習 史学科	5,000 円
	教育実習 教育学科	8,000 円（幼免）（※1） 8,000 円（小免）（※1） 8,000 円（中免）（※1）
	〃 その他の学科	8,000 円（※1）
	養護実習 看護学科	8,000 円（※1）
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	8,000 円（※1）

	介護等体験	10,000 円
	保育士実習 教育学科	50,000 円
	相談援助実習 社会福祉学科	50,000 円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	56,000 円（※2）
	介護福祉実習 社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。
※2　「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は 50,000 円とする。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和３年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、第 34 条に規定する入学検定料は、令和２年度から適用する。

第３条　この学則の施行日から、令和７年３月 31 日までの４年間、文学部国際教養学科の入学定員及び収容定員については、本文第２条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学　部	学　科	３年度	４年度	５年度	６年度
文学部		1,560 名	1,580 名	1,600 名	1,620 名
	日本語日本文学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	英語英米文学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	国際教養学科	180 名	200 名	220 名	240 名
	史学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	教育学科	660 名	660 名	660 名	660 名

別表１（第３４条の２）学納金　　令和３年４月１日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部	250,000 円
	看護学部	350,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降　220,000 円）
	文学部　教育学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降　330,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	家政学部　家政学科	310,000 円 （2 年次以降　350,000 円）
	管理栄養士養成課程	350,000 円 （2 年次以降　400,000 円）
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降　650,000 円）
実習費 （学外実習費）	博物館実習 史学科	5,000 円
	教育実習 教育学科	（幼免）（※1）8,000 円 （小免）（※1）8,000 円 （中免）（※1）8,000 円
	〃 その他の学科	（※1）8,000 円
	養護実習 看護学科	（※1）8,000 円
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（※1）8,000 円

	介護等体験	10,000 円
	保育士実習 教育学科	50,000 円
	社会福祉士実習 社会福祉学科	（※2）65,000 円
	精神保健福祉士実習 社会福祉学科	56,000 円
	介護福祉士実習 社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。

※2　「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者につては、「社会福祉士実習」の実習費は 50,000 円とする。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和４年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、第 25 条、第 25 条の２、第 25 条の５、第 37 条を除き、なお、従前の例による。

別表１（第３４条の２）学納金　　令和４年４月１日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部	250,000 円
	看護学部	350,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降　220,000 円）
	文学部　教育学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降　330,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	家政学部　家政学科	310,000 円 （2 年次以降　350,000 円）
	管理栄養士養成課程	350,000 円 （2 年次以降　400,000 円）
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降　650,000 円）
	心理学部　心理学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）

実習費 （学外実習費）	博物館実習 　史学科	5,000 円
	教育実習 　教育学科	（幼免）（※1）8,000 円 （小免）（※1）8,000 円 （中免）（※1）8,000 円
	〃 その他の学科	（※1）8,000 円
	養護実習 　看護学科	（※1）8,000 円
	栄養教育実習 　管理栄養士養成課程 　健康スポーツ栄養学科	（※1）8,000 円
	介護等体験	10,000 円
	保育士実習 　教育学科	50,000 円
	社会福祉士実習 　社会福祉学科	（※2）65,000 円
	精神保健福祉士実習 　社会福祉学科	56,000 円
	介護福祉士実習 　社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 　健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習 　管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円
	臨床心理実習 　心理学科	5,000 円 （実習年度毎）（※3）

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。

※2　「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者につては、「社会福祉士実習」の実習費は 50,000 円とする。

※3　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（第３４条の２）学納金　　令和５年４月１日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部	250,000 円
	看護学部	350,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降　220,000 円）
	文学部　教育学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降　330,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	家政学部　家政学科	310,000 円 （2 年次以降　350,000 円）
	管理栄養士養成課程	350,000 円 （2 年次以降　400,000 円）
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降　650,000 円）
	心理学部　心理学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）

実習費 （学外実習費）	博物館実習 　史学科	5,000 円
	教育実習 　教育学科	（幼免）（※1）8,000 円 （小免）（※1）8,000 円 （中免）（※1）8,000 円
	〃 その他の学科	（※1）8,000 円
	養護実習 　看護学科	（※1）8,000 円
	栄養教育実習 　管理栄養士養成課程 　健康スポーツ栄養学科	（※1）8,000 円
	介護等体験	11,000 円
	保育士実習 　教育学科	50,000 円
	社会福祉士実習 　社会福祉学科	（※2）65,000 円
	精神保健福祉士実習 　社会福祉学科	56,000 円
	介護福祉士実習 　社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 　健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円
	臨地実習 　管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円
	臨床心理実習 　心理学科	5,000 円 （実習年度毎）（※3）

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。
※2　「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者につては、「社会福祉士実習」の実習費は 50,000 円とする。
※3　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和６年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表１（第３４条の２）学納金　　令和６年４月１日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部 看護学部	200,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	220,000 円 （2 年次以降　260,000 円）
	文学部　教育学科	290,000 円 （2 年次以降　340,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	290,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	350,000 円 （2 年次以降　410,000 円）
	家政学部　家政学科	330,000 円 （2 年次以降　390,000 円）
	管理栄養士養成課程	370,000 円 （2 年次以降　440,000 円）
	看護学部　看護学科	600,000 円 （2 年次以降　700,000 円）
	心理学部　心理学科	290,000 円 （2 年次以降　340,000 円）

実習費 （学外実習費）	博物館実習 　史学科	5,000 円
	教育実習 　教育学科	（幼免）（※1）8,000 円 （小免）（※1）8,000 円 （中免）（※1）8,000 円
	〃 その他の学科	（※1）8,000 円
	養護実習 　看護学科	（※1）8,000 円
	栄養教育実習 　管理栄養士養成課程 　健康スポーツ栄養学科	（※1）8,000 円
	介護等体験	11,000 円
	保育士実習 　教育学科	50,000 円
	社会福祉士実習 　社会福祉学科	（※2）65,000 円
	精神保健福祉士実習 　社会福祉学科	56,000 円
	介護福祉士実習 　社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 　健康スポーツ栄養学科	10,000 円
	臨地実習 　管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円
	臨床心理実習 　心理学科	5,000 円 （実習年度毎）（※3）

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。
※2　「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者につては、「社会福祉士実習」の実習費は 50,000 円とする。
※3　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和７年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表１（第３４条の２）学納金　　令和７年４月１日より施行

入学金	文学部 教育学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部 看護学部		200,000 円
授業料（年額）	文学部 教育学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部		850,000 円
	看護学部		1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部	日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	220,000 円 （2 年次以降　260,000 円）
	教育学部	教育学科	290,000 円 （2 年次以降　340,000 円）
	健康福祉学部	社会福祉学科	290,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
		健康スポーツ栄養学科	350,000 円 （2 年次以降　410,000 円）
	家政学部	家政学科	330,000 円 （2 年次以降　390,000 円）
		管理栄養士養成課程	370,000 円 （2 年次以降　440,000 円）
	看護学部	看護学科	600,000 円 （2 年次以降　700,000 円）
	心理学部	心理学科	290,000 円 （2 年次以降　340,000 円）

実習費 （学外実習費）	博物館実習 　史学科	5,000 円
	教育実習 　教育学科	（幼免）（※1）8,000 円 （小免）（※1）8,000 円 （中免）（※1）8,000 円 （特支免）（※1）8,000 円
	〃 その他の学科	（※1）8,000 円
	養護実習 　看護学科	（※1）8,000 円
	栄養教育実習 　管理栄養士養成課程 　健康スポーツ栄養学科	（※1）8,000 円
	介護等体験	11,000 円
	保育士実習 　教育学科	50,000 円
	社会福祉士実習 　社会福祉学科	（※2）65,000 円
	精神保健福祉士実習 　社会福祉学科	56,000 円
	介護福祉士実習 　社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 　健康スポーツ栄養学科	10,000 円
	臨地実習 　管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円
	臨床心理実習 　心理学科	5,000 円 （実習年度毎）（※3）

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。

※2　「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者については、「社会福祉士実習」の実習費は 50,000 円とする。

※3　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和８年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、第 34 条の２第３号を除き、なお、従前の例による。

第３条　この学則の施行日から、令和 12 年３月 31 日までの４年間、文学部、健康福祉学部、家政学部及び各学科の収容定員については、本文第２条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部	学科	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
文学部		830 名	700 名	570 名	440 名
	日本語日本文学科	220 名	200 名	180 名	160 名
	英語英米文学科	200 名	160 名	120 名	80 名
	国際教養学科	200 名	160 名	120 名	80 名
	史学科	210 名	180 名	150 名	120 名
健康福祉学部		600 名	560 名	520 名	480 名
	社会福祉学科	290 名	260 名	230 名	200 名
	健康スポーツ栄養学科	310 名	300 名	290 名	280 名
家政学部		870 名	800 名	730 名	660 名
	家政学科	280 名	240 名	200 名	160 名
	管理栄養士養成課程	590 名	560 名	530 名	500 名